

2022年9月14日

## 業務手数料改定のお知らせ

申請者の皆様へ

日頃より弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび品確法、長期優良住宅法及びエコまち法等の改正に伴い、住宅性能表示制度における「断熱等性能等級 6、7 の創設（戸建住宅）」、「一次エネルギー消費量等級の必須項目への変更」、また長期優良住宅における「一次エネルギー消費量等級の追加」、並びに「長期優良住宅や低炭素建築物の認定基準引上げ」が行われます。弊社ではこれまで企業努力により社内業務の合理化、審査業務の品質向上やお客様へ満足いただけるサービスの向上に努めてまいりました。しかしながらこの度の改正等により審査業務時間の増加が想定され、現在の料金を維持することが困難となりました。そのため誠に勝手ではございますがこの度以下のサービスの業務手数料を改定させていただきます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、これからも一層、品質とサービスの向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

### ■業務手数料改定の対象となる業務

- ・住宅性能評価業務
- ・長期使用構造等確認業務
- ・認定低炭素技術審査業務
- ・BELS 審査業務

### ■業務手数料改定の適用日

- ・2022年10月1日のご申請より

以上